

令和3年第1回森町議会8月会議会議録 (第1日目)

令和3年8月4日(水)

開議 午前10時00分

休会 午後 0時02分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 議案第 1号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 5 議案第 2号 令和3年度森町一般会計補正予算(第5号)

○出席議員(15名)

|               |                |
|---------------|----------------|
| 議長 16番 野村 洋 君 | 副議長 1番 菊地 康博 君 |
| 2番 山田 誠 君     | 3番 佐々木 修 君     |
| 4番 高橋 邦雄 君    | 5番 伊藤 昇 君      |
| 6番 加藤 進 君     | 8番 東 隆一 君      |
| 9番 河野 文彦 君    | 10番 宮本 秀逸 君    |
| 11番 檀上 美緒子 君  | 12番 木村 俊広 君    |
| 13番 久保 友子 君   | 14番 松田 兼宗 君    |
| 15番 斉藤 優香 君   |                |

○欠席議員(1名)

7番 堀合 哲哉 君

○出席説明員

|                |             |
|----------------|-------------|
| 町 長            | 岡 嶋 康 輔 君   |
| 副 町 長          | 長 瀬 賢 一 君   |
| 会計管理者兼<br>出納室長 | 東 谷 美 佐 子 君 |
| 監 査 委 員        | 釣 隆 吉 君     |
| 総 務 課 長        | 濱 野 尚 史 君   |
| 契約管理課長         | 山 田 真 人 君   |
| 砂原支所長          | 落 合 浩 昭 君   |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| 事務局 長                    | 小田 桐 克 幸 君 |
| 次長 兼<br>議事係 長 兼<br>庶務係 長 | 奥 山 太 崇 君  |
| 庶務 係                     | 喜 田 和 子 君  |
| 総務 係                     | 高 橋 一 也 君  |
| 財政 係                     | 西 川 慎 吾 君  |
| 情報管理 係                   | 水 口 祐 太 君  |

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 2 議案第 2 号 令和3年度森町一般会計補正予算（第5号）

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和3年第1回森町議会8月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第2項の規定により、8月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの持込みや携帯電話の音は、本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるように協力願います。また、私語についても謹んでいただくとともに議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、14番、松田兼宗君、15番、斉藤優香君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日1日間を予定しておりますので、議事進行にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第1号 町長等の給与の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

町長より説明を求められていますので、これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 議会冒頭の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。本会議において尾白内貸付け町有地の残置物処理についての補正予算案を上程させていただきます。本件につきましては、この後ご審議をいただきますが、付近の環境悪化が懸念されることから、速やかに当該貸付け町有地の原状回復をすることが必要であると判断いたしました。多額の費用を予算計上しなければならないことにつきまして、町民の皆様に対し心よりおわびを申し上げます。

先般の森町議会全員協議会において当該貸付け町有地の賃貸借契約について様々なご指摘をいただき、このような事態を招いた要因は、これまで連帯保証人の重要性についてその理解が不足していたことであると認識しているところでございます。補正予算案とともに私の給与月額10%を1か月減額する条例案を上程させていただきます。処理費用には到底及ばない金額ではございますが、長年にわたる権力の中で生まれる悪しき習慣、そして町長に対して様々な懸案事項を上申しにくい風通しの悪い環境、それらを町の最高責任者としてしっかり改め、今後はどんな立場にいる職員も、よいことも悪いことも含め私に対して今まで以上に意見しやすい職場環境の構築を責任を持って行っていく、その戒めと決意を今回の給与減額案で町民の方々にお示しし、ご理解賜りたいと、そのように考えているところでございます。重ねて申し上げますが、今後につきましては二度とこのような事案が発生することのないようしっかりと再発防止策を講じてまいります。本日はご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第1号 町長等の給与の特例に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、貸付け町有地の残置物処理に係る町長の責任についてであります。

裏面を御覧ください。町長の令和3年9月分の給与月額から10%減額しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） それでは、これから質疑を行います。

○12番（木村俊広君） 今回多額の費用がかかるということで町長が10%給与を減額することなのですけれども、今回のこの件に関してですが、岡嶋町長のときにたまたま表面化しているのであって、これを行ったのは過去の町長の時代のものなのです。今町のトップとしてそれを責任取って10%カットしますよということなのですけれども、例えば岡嶋町長が何かを決断して今後トラブルがあったときにはその後就任した町長もその責

任を取らなければならないという、そういう裏返しになっていくと思うのですけれども、その辺は町長どういうふうに考えますか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

就任当初、記憶に定かではないのですけれども、この議会の本会議において一般質問でしたか通常の質問でしたか、ちょっと記憶にはないのですけれども、歴代町長が替わっていろいろな行政のそういう流れといいますか、いろんなものが変わりながらもずっとこの森町のそういうまちづくり、行政続いている中で町長として変えなければならない部分、変えていかなければならない部分、当然その部分はあると思います。しかしながら、町長は替われど職員は替わらず、職員の教育、そして様々な流れの中で引き続き町長としての方針、責任、そういうものは一貫して示していかなければならない。そこは町長が替われど人づくりの部分であったり様々な部分で変わらず通して行っていかなければならない部分、そういう部分私はあると考えております。そういったことで、町長は4年の選挙で選ばれ、継続されるときもあれば替わるときもあります。その中で変わるところ、変わらずしっかり続けていかなければならない部分、そういう部分は私はあると考えておりますので、今後似たようなことが仮に次の代の世代の方々の方々の町政にどのように影響していくかということ、その代の町長が考えていただく部分ではあるとは思いますが、私は町長としてこの立場になって、今お伝えしたような流れ、変えなければならない部分、変わらず責任を取っていかなければならない部分、そこはあると考えております。私はそのように考えておりますので、それを仮に次の世代の方々の方々がどのように判断して引き継いでいっていただくかは何とも判断できかねますが、現在当代の町長としては、私は過去から今にわたり、そして今から未来につなぐこの行政をどのように運営していくか、そういう面では必要な感覚だと捉えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○12番（木村俊広君） 町長の思いは分かるのですけれども、でもそういうものではないのではないのかなと私は思っているのです。今後そういう事件が起こらないように精いっぱい尽くしていく、それは当たり前のことなのですけれども、当事者ではなかったその人が責任を、責任の取り方として何か違うなど、ちょっと違和感あるのですけれども、これこのまま通した場合には岡嶋町長の後に引き受けてくれるその町長も必ずそれをしよっていかなければならないという、そういう構図になっていくと思うのです。その時々で考えればいいと、そう町長おっしゃっていますけれども、そういうものではないのではないかと。考え直してもらいたいと思うのですけれども、どうでしょうか、その辺は。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほども答弁の中でちょっとお話しさせていただいたのですけれども、町長の立場になって、ならないと分からないこと本当にたくさんありました。町民の方に森町の現状は今こうなのだよという、そういう情報公開といいますか、それもしっかりと町長として議会を通して出していく必要がある、私はそのように考えております。私以降の次世代の行政

を担う方々が同じようなことで責任を取っていかなければならないことになるのではないかと、それは木村議員おっしゃるとおり、そのような可能性はあると思います。しかし、今私が町長としてその担いを受けた中で今まで駄目だった部分、それを引き継いではいけない部分というのをしっかりと見直して、私の代で全て清算させていただきたい。そうしないと本当に次の世代のまちづくり、そして行政を担う方々が本当に志を持ってこのまちづくり、行政、政治に挑んでみたい、そういうふうには思っていないと私は考えています。木村議員のおっしゃる懸念も本当にそのとおりでとは思いますが、私の代でしっかりと精査して次のステップにしっかりと進む、その土台をつくらせていただきたい。それを職員みんなでしっかりとやらなければならない、その戒めと決意の表しであると、どうかご理解いただければと考えております。

以上です。

○4番（高橋邦雄君） 町長の責任に関する姿勢というのは僕は評価いたします。ですが、今回の件に関しまして、まず再発防止に努めることが最重要である。職員間での情報共有として本当に再発防止案を早急に作成することが町長の責任の取り方、姿勢ではないのでしょうか。これ今現に新しく町長になられて、いろんな案件が出て、では町長が責任を取ればこの案件はそれでいいのかということになりますので、町民としてはこの経緯はどうだったのだという説明がまず必要になってくるのです。まず、僕としては姿勢は物すごく評価いたしますけれども、一番今大切なのは、いろんな案件が今後出てくる可能性はゼロではないと思うのですけれども、それに対してどのような再発防止案を町として作成して今後こういうことがないようにやるのかというのを示すのが一番今肝腎で大事なのではと思うのです。町長の考えをお聞きします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

高橋議員おっしゃるとおり、この給与減額ということとは別に、本当にそこは説明をしっかりとし、このように至った経緯、それは後ほど議案の説明とともに担当課からご説明させていただきます。そして、引き続き調査しなければならない部分、そういったところもあると思いますので、そこは引き続きその結果を明らかにし、議会の皆様にお伝えするとともに町民の方々にしっかりと開示し、それに基づく再発防止策、それもしっかりと町民の方々にお示しできるように進めていきたいと。そこはしっかりとやらせていただきたいと考えております。

以上です。

○4番（高橋邦雄君） 町長の思いというのは伝わってきております。ですが、いきなり町長の給与減額ということで責任の取り方というよりも、きちっと中を今後のないように、どのような形を町長が作り上げるというのが私としては町長の責任の取り方というのを感じるのです。町長の考えと姿勢は物すごく評価いたしますけれども、その部分で責任を取ることは肝腎だと思うのですけれども、再発防止案をどのように町長としての思いで作成しているのか、まずそこを見せないと、いきなり責任を取ったから、ではこの案件はこ

れで終了ですというわけにはいかないと思うのです。私としては本当に気持ちはすごく伝わってきますので、まずそこを第一に町長は考えて、町長の再発防止案、責任の取り方と姿勢を示していただければいいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当に高橋議員おっしゃるとおりで、しっかりとそういう再発防止策、担当課とお示しできる形につくり上げて皆様にお伝えしていきたいと考えております。先ほども答弁でお話しさせていただきましたが、本当に長年にわたりいろいろなそういう習慣ですとか、いろいろな出来事がある中で本当に解決していかなければならない、前に進めるためには乗り越えていかなければならないハードル、まだまだ私はあると思います。担当課と私と、そして議員の皆様としっかりとお話をし、情報共有をし、しっかりそこは開示しながら進めさせていただきたいと思います。町長として分からなかった部分、ならなければ知り得ることができなかった部分は本当にこれからもいろいろとあると思いますが、そこはひるむことなく私の代でしっかりと精査して、この森町を次のステップに進めたい、そこは先ほども答弁させていただきましたが、そのような思いでおりますので、その点も含めてしっかりとやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 町長の思いというのは大変よく分かるのですけれども、この減額によってどのような効果があると考えられているのか。これからも同様なことがあれば町長の給料を減額してそういう措置を取っていくということが続けていくつもりでいらっしゃるのか。私が思うには過去に起こったもので今の町長に関係ないことで責任を取って減給するというのではなく、今知った段階で、ではこれから森町としてできることをしていくということが大切、どういう措置を取っていくことが大切だと思うのです。同僚議員も言いましたように、再発防止に努めるということが大切だと思うのです。それに伴ってしっかり話し合っただけでというとなんかまた延びてしまうので、いついつまでにと、これ今残っている案件をきちっと明確にとかという具体的な話を本当に欲しいなと思うのです、ここまでするのであれば。その辺りはどうお考えなのかお聞かせください。

○町長（岡嶋康輔君） こちらも担当課のほうより詳細部分についてはご説明させていただきますが、町長として取り得るその立場、考えとしては、職場のトップとして私はいろいろな情報を、先ほども答弁でお話しさせていただきましたが、いろいろないい情報も悪い情報もしっかりと私にお話ししてもらえ、そういう関係性を立場を超えてつくり上げていくことがまずは私は一番大事なのではないかなと考えております。以前から機構改革ですとか議員の皆様からお伝えしていただいている点もございます。その部分では機構改革の要素として今斉藤議員からご指摘いただいた部分に対するそういう話をしやすい、情報を共有しやすい環境づくり、それも機構改革の一つだと私は感じております。コミュニケーションの取り方は様々ございまして、当然私より年上の職員の方もいらっしゃいますし、年下でまだ入っていろいろと学んでいる段階の職員もいます。いろいろな思い、いろ

いろな経験、いろいろな成功なり失敗なり、職員によってはいろいろな違う経験を重ねて今に至っております。まずはしっかりと職員みんなと現状の状況認識、そしてこれからどういうことをすべきか、そこは臆することなく私がトップとして責任を取りながら前に進めていかなければならない、そのような一つの手法といたしますか、責任の取り方として今回10%減額ということで上程させていただくことになりました。

また、この効果といたしますか、10%減額することでどのように効果が生まれるか、これは10%減額したから、それで済むということでは、斉藤議員おっしゃるとおり、当然それで済むとは考えておりません。今後しっかりと、重ねてのお話とはなりますが、職員一同しっかりと課題を解決するために取り得ること、再発防止について懸念が生まれた時点で私に上申していただく、そのような体制をつくっていききたい、まずは私の立場から申し上げる上ではそれが一番であると考えている次第でございます。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 風通しがいい組織づくりというのが今の減額が最適だというお考えみたいに聞こえてしまったのですが、そうではなくて組織づくりとして町長としてこういう組織をすると風通しがよくなるという具体案、減給だけではなくそういうのとかは考えていらっしゃらないのかということ、あとこれから契約していくというときの更新時の調査とか聞き取りとか、そういうことを徹底していきますとかということが大事だと思うのです。そういうのがなく各課にしっかりと話し合いをして問題が出たらではなくて、そういう場面場面できちっとできる仕組みをつくっていかないと同じことが繰り返されてしまうような気がするのですけれども、その辺りお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

斉藤議員おっしゃるとおり、確かにケース・バイ・ケースで注意しなければならない部分、繰り返してはならない部分というのは本当に改めていかなければならないと考えております。当然今回の事案につきましても、当時のやり取りのそういう文書ですとか、そういうものが一切残っていないという点も振り返って見てみても、いろいろな改善点見えてくると私は考えております。詳細につきましては担当課のほうより後ほどご説明させていただきますが、風通しのいいそういう環境、これは私は町長という立場を超えて本当に全職員に対してしっかりとコミュニケーションを取っていく。なかなか何百人もいる職員の中で、いろいろな課題を抱えている中で、その仕組みを具体的にどのようにつくっていくかというのは一元に今この場で詳細にご説明するのは難しいのですが、いろいろな手法はございますので、その辺は今後もしっかりと目に見える形で、もちろん町民の方々に目に見える形でお示ししていければと考えておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

以上です。

○9番（河野文彦君） 今回の事件に関して町長としての戒めといたしますか、10%減額というのは、それこそ町長の町民に対する申し訳ないという気持ちといたしますか、そういう



責任の取り方という部分で私は反対はしないです。これが町長の思いといたしますか、そういうものなのだろうというふうに思って聞いていました。ただ、次の議案のほうにも入ってしまうのかもしれないのですけれども、言ってしまえば民間企業でいえば、町長も私も民間出身なものですから、例えさせてもらうのですけれども、町長というのは社長です。職員の方は私たちでいえば社員です。それで、トップの責任の取り方としてトップだけが責任を取って職員の方が何も無い。これでは逆に先ほど町長が懸念していた悪しき習慣そのものになっていくのではないかと思うのです。ですから、町長はこれが最善というふうに今回は処置したのかと思うのですけれども、私はそれ逆に悪しき習慣を残すのではないかというふうに心配しているのですけれども、その辺町長どうお考えでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私だけ減額案という例はあまりないのかなというふうに正直思うところではあります。これが河野議員おっしゃるような悪しき習慣になるか否かは、まさに先ほど斉藤議員からもお話あったとおり、これを機会にどのような再発防止策、しっかり構築し、職員で実践し、その効果として町民の方々に議員の皆様を通してお伝えできるか否かにかかっていると私は感じております。前例のないということで、そのようなお話をされますと確かにそのとおりののかなということもありますが、まずは過程の一つとしてこの減額案を捉えていただき、今後の動向を議員の皆様からしっかりと見届けていただきたい、そのように考えております。これも重ねての答弁にはなってしまうのですが、しっかりと構築し、皆様にお示しし、町民の方々に分かるようにしっかりと課題の解決に向けて進めていきたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○9番（河野文彦君） 今回のことに関して、この減額案が過程の一つであるならば、先ほどから防止策を徹底してというお話あるのですけれども、先ほどの同僚議員とかぶるところもあるのかもしれないのですけれども、同時にお示ししないと駄目だと思うのです。まずはこれやります。これというのは今回の減額案をやりますだけではなくて、それこそ防止策どういうふうに考えているのか。今後練っていく、立案していくであろう防止策が何もならないものだったら町長の減額案だけで終わり、そういう可能性だってあるわけです。それが悪しき習慣になるのではないかという懸念を持っているのです。ですから、町長の減額案、本当に町長の覚悟、思い、これから自分に戒めるためにもということで自分に与えた罰だと思うのです。今回のことというのは岡嶋町長が就任する以前のことですから、岡嶋町長個人の問題ではないとは思っているのですけれども、やはりここは町長、トップマネジメントという役職を担った以上取らなければならない責任の一つなのかなというふうに私は感じております。

そこで、防止策だとか町民への説明、全然足りていないです。町民の方誰も知らないと思っております。こういうことがあったのだというのは、本当に今日のユーチューブ見ている方が初めて分かったぐらいのことだと思うのです。その辺の順番も間違っているし、町とし

てのスタンス、減額案やるのだったら何で減額案したの。こういう事件がありました。こういう事件二度と起こさないためにこういう再発防止策を行います。同時に上げていかないと駄目だと思うのです。その辺町長の考え方もう一度お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

河野議員おっしゃるとおり、再発防止策ということでしっかりとお示ししなければならない。本当にそのとおりであるとは思うところではあるのですが、根本的に今回の事案に関しては過去のそういう経緯ですとか、そういった文書的に残っていないというところもあるのですが、私の見解としては当然民間の感覚からすれば契約を結ぶに当たって保証人というのはつけなければならない、それは本当に常識的な部分であると考えておりますし、そのように思っております。再発防止策といたしましても、まずはそういう契約状況、どのように契約するのか、そこをしっかりと私も目を通して町長が特別に判断して保証人をつけなくてもいい、そういうような事例にならないようにしっかりと努めていくと、そのようにお話しするしか現段階ではお伝えできない状況であるというふうに捉えております。担当課としっかりとこの件につきましては再発防止策として法令等その辺の認識は深めていかなければならないのは当然のことではあるのですが、一つ一つの事例に関してしっかりと内容を精査して私も責任を持って進めていく、そのように考えております。

以上です。

○2番（山田 誠君） いろいろ各議員から話が出ていますけれども、町長ちょっと考え方突出していませんか。というのは行政の執行の責任者がこういうようなことで取るということは通常はあり得ないです。なぜかと。過去のものがたまたま今事件が発生した。その責任は今の執行の町長が取るということはあり得ない話でしょう。どうですか。ちょっと考え方おかしくないですか。それで、いろいろな関係で私の在任中に清算したい。これ過去のやつまた出てきたらどうするの。以前のもの。出てこないとは限らないです。そういうことも町長よくよく考えた話で今話しているの。

それと、もう一つ、このような減額、100分の90と。これどういう判断で90にしたの。80、70、60、50もあるのだよ。90ってどういう意味なのですか。それも聞きたい。

それと、私は職場の長として、さっき職員がどうのこうので課題を解決するために体制を取る、それは過去のものでなくてこれからの話だ。私の言いたいのはこのような事案が発生した。内容は、こうこうこうでありますと。情報を公開して今後このようなことがないように、事件が発生しないように職員一同一丸となって頑張っていきたいと、体制を整

えていきたいと。本当に町民に大変ご迷惑をかけましたという謝罪だけでいいのではないですか。何で減額までいくの。それまで責任を負うのなら100分の90でなくてまだいきなさい。それだけ責任を感じているのかいないのか。町長、行政というのはそんなに甘くないです。その辺を十分考えて、考慮した上で判断するのなら分かるけれども、全然そういうことがないわけだ。先代の何十年も前の話です。あなたが今言ったように、私の在任中に清算していきたいと。まだ過去の部分出てきたら町長どうするの。そういう内容のものでないでしょう、こういうものは。たまたま今回はこういう事案が出てきて発生したよと。だから、相続の関係あっていろいろなってきたと。だから、町でこれだけのものを負担しなければならないと。町民の方々に大変申し訳ないと。そういうことでいいのではないですか。岡嶋町長の責任度合いというのは何も一切ないわけです。そうでしょう。先代の、いつのものか分からないけれども、先代の方々の後始末をやっているわけで、そういうふうに理解できないですか。その辺含んで総括的に分かるように説明してください。

○議長（野村 洋君） 少し気をつけて発言してください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

山田議員のおっしゃること分かります。理解します。当代の町長として何を一番重視しなければならないか。議員おっしゃるとおり、今後も似たような件出てくる可能性もあります。しかし、今回の補正予算案の金額、これは町民の方々が納めていただいた税金でありますし、そこをちょっと使わせていただく。過去にこういうことがありました。当時私は携わっていません。ですから、再発防止考えますので、使わせてください。それでは町民の方々納得しないのではないかなと。いろいろなご意見を議員の皆様からお示しいただいた中で考えました。まだこの案件は、他の議員の方もおっしゃっていたとおり、あまり表には出ていないといいますが、町民の方々も知らない部分も多いのかなと思います。ですが、今回の議会の中でこの議案が出る上で実際に2,000万近くのお金を税金から、このコロナ禍で皆様経済的に大変な思いをされている中で使わせていただかなければならない。いろいろな意味も含めまして心を込めておわびして、そういうものを議会を通じて町民の皆様にお示ししなければならない、そのように考え、給与減額案も一緒に上程させていただこうと思いました。

何で10%なのだ。まだ幅はいっぱいある。確かにそのとおりであると思います。しかしながら、金額が幾らだからいいというところではなくて、先ほども答弁させていただきましたが、町長が給与を減額してまで今回のことを重要視して、それを職員みんなで共有して二度と同じことを起こすなよと、そういう戒めの面も込めての減額案であり、そこは金額が幾らかというところは、そこまでは私は考慮しておりません。その思いを伝えるための減額案であると捉えておりますので、その点をご理解いただければと思います。

以上です。

○2番（山田 誠君） 私はさっきからお話ししていますように、そういう町長の報酬、給与を減額するような事件ではない。さっき町長もちょっと触れていましたけれども、情

報公開どうのこうのと話していましたが、経緯経過がこういうことで、こうこうでこうなりましたよと。だから、今回こういうこともしなければなりません。町長言うとおりに、確かに町民の税金使うわけですから、それは分からないわけでもないです。だから、それを処理するためにはやむを得ない処置だから、そういうことで理解をしていただきたいということで、なぜ今回の事件が起きたかというてんまつを町民に知らしめてやればそれで私はいいとさっきから言っているのです。町長が減俸する、減俸というか、100分の90を乗じたものを給与減額するということはある話だ。それは町民だって、町長はさっき言っていましたけれども、町民は理解できないのでない、逆に理解しますよ。なぜ今回発生したのか。発生の原因は、こうこうこういうことですと。調査の結果、こうこうこういうもので処理しますと。環境の整備を整えて元のスタイルにしますということで町民に話しすればそれで済むのでないですか。何もそういう変などうのこうのという話でなくて、ただ今後はさっき言ったようにこういうことで職員も一同一生懸命勉強して、一丸となってこういう体制をつくって二度と起きないように指導していきますということでいいのでないですか。過去のことどうのこうのと言ったって取り返しつかないのですよ、町長。いつの時点でやったのか、それちゃんと発表すればいいでしょう。誰のときにどういうふうにやったかということ。それが本当の町長言う情報公開の話なのです。その部分をやりなさい。いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

山田議員おっしゃるとおり、説明責任は当然果たしていかなければならないと思います。重ねての答弁にはなるのですが、やはりそこは戒めと決意ということ念に込めて給与減額案ということで上程させていただきたい、その思いは変わらず今回上程させていただきたいというふうに思っております。

経緯をどこまでお調べしてお伝えできるか、そこはしっかりと担当課と調査引き続きしながら、何分、先ほどもちょっとお話ししましたが、当時の書類等々が全然残っておらず、その辺は後ほど説明はさせていただきますが、そういう経緯もございまして、どこまでできるかというのはなかなかお約束しづらい部分でもあるのですが、分かる範囲内で判明した部分は全てこれは議会議員の皆様を通じ、そして町民の方々にお示しできるようにしっかりと行っていきたい。その経緯につきまして何年のどの時点でどういうふうだったか、そういうこともし調査可能であるのであればそこは発表していきたいと、お伝えしていきたいというふうに考えております。以上ご理解いただければと思います。

以上です。

○14番（松田兼宗君） それでは、何点かあるので、お願いします。

まず、この間この事件の問題に関して2回全協やっているのです。そして、1回目の全協やったときに引き下げているわけです。当然だから普通であれば1回目の全協の後に議会のほうに本会議に諮られるのが流れなのに、なぜ2回に分けてやられたのか。そして、先ほどの町長の答弁を聞いていると、どうもまだ調査完了していないみたいな言い方する

わけです。それはどうなっているのでしょうか。まずその辺です。

それと、どうも全協の中でも、今日もそうなのですが、連帯保証がどうのこうのという話、その話ばかりになっている。だけれども、連帯保証人がきちつとなっていれば解決できたのですか、この事件って。違うのではないですかと思うのですが、その辺の認識どう考えられているのか。

そして、これ当初……

○議長（野村 洋君） 松田議員、これ次の議案2号のところでもやりますか。

○14番（松田兼宗君） これは、この問題を解決しない限り町長の減額案というのは賛成、反対の判断ができないのです。その辺を踏まえての話なのです。結局そうでしょう、町長の言っている減額案というのは。この事件に対しての責任をどう取る、取らないの話です。では、責任を取る、取らないの判断の中身というのは事件の全容が分かっていないのです。

○議長（野村 洋君） 言おうとすることは分かるのだけれども、次に議案の2号が控えていますので、どうでしょう。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時55分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○11番（檀上美緒子君） 私はちょっと違った視点から質問したいのですが、町長がこれから防止策、具体的なことはこれから述べられると思うのですが、悪しき慣習を取り払うと、そして風通しのよい状況をつくっていくと。これは私は本当に必要なことだと思っているのです。ただ、この問題だけではないのですよね、はっきり言って。おととの町税等の延滞金の問題についてもあったわけです。だけれども、その部分においても何ら責任の所在だとか、どうしてそういう結果になったのかという説明もないわけです。これについてはかなり長年にわたって、尾白内の部分でいけば18年ですけれども、延滞金問題でいけばもっと長い年月がかかっているわけです。ですから、ある意味私森町の町政としてそういう法令だとか決まりだとか、そういうものにきちんと準拠して公平公正な行政を執行するという姿勢が、または組織的な機構としてもかなり弱点というか、問題を含んできた結果がこの尾白内の問題でも出てきたのではないかなというふうにして思うのです。ですから、今後予防策として例えば管理職会議の問題だとか各課のミーティングの問題だとか、そういう部分で本当に率直に職員一人一人、担当している一人一人が問題だと感じたこととか、町民からこういう意見が出たとかというようなものをお互いに共有し合って改善していくようなシステムをきちんとこの間の取組の反省をした上でつくっていかない限りは、今現在の町長が一人責任を取って、これでこれから風通しもよくするし、ご意見もいろいろ聞くし、法令も遵守しますよと口で言われていても、過去のそうい

う長いいろんな部分も含めてあるわけだから、その問題をきちんとどうしてそうなったのか、そのためにはどういう機構改革も含めてやっていくというようなことを明確にしない限り、私は町長お一人の減給で責任が取られると、そして職員含めて戒めとなるというふうには思わないのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まさに先ほど私も答弁させていただきましたが、檀上議員おっしゃるとおり、そのような機構改革といいますか、仕組みづくりというのは本当に必要であると考えております。まずは私からしっかりと町のトップとしてアクションを起こさなければならない。口で周知して、さあ、皆さん、聞くからどんどん上げてきてくれ、そう言うだけではなかなか難しいのかなと考えております。ですから、しっかりと、これも重ねての答弁となりますが、一人一人しっかりとお話を聞く、その行動をまずは今回の機会をもって進めていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 1時間近く経過しましたので、ここで休憩取りたいと思います。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

ほかに質疑よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、これで質疑を終わります。

討論を行います。

檀上議員、反対討論ですか、賛成討論ですか。

○11番（檀上美緒子君） 反対討論。

○議長（野村 洋君） 反対討論。

これから討論を行います。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○11番（檀上美緒子君） ここでいいですか。

○議長（野村 洋君） コロナの関係でございますので、自席で発言していただきます。

○11番（檀上美緒子君） このたびの町長等の給与の特例に関する条例制定について反対します。

この件は、尾白内地区の貸付け町有地の賃貸借人死亡に伴い、18年に及ぶ契約更新時の手続の不備や管理の不徹底の結果、原状回復のために残置物撤去に関わる事業費が町民負担となることから、その責任を取るといことです。岡嶋町長は、昨年10月に就任され、この件については全く関与していません。つまり全く責任を負うべき理由はないにもかかわらず、現町長ということその一人にだけ責任を取らせてこの問題を終わらせていい

のでしょうか。

私は、この件は財産管理規則に基づかないにもかかわらず、今までの踏襲で契約が18年間も更新されてきたことが最大の問題だと思っています。この体質は、一昨年、2018年度、平成30年度決算で町税等の滞納に対する延滞金取扱いについて、監査委員が原因や理由について明確な答弁はなく、従来からの慣習を何ら省みず、ただ漫然と踏襲したことに原因があると推察すると意見を述べています。そして、当時の町長は何でも法律どおりにやればいいものではない。法を破ってでも町民を守ると議会答弁をしています。また、去年のグリーンピア大沼売却問題の札幌高裁への準備書面では、グリーンピア大沼施設設備投資等補助金交付要綱に規定している交付金申請時の添付書類、前年度決算書について、森町補助金交付規則に準拠し、倣ったもので、極端に言えば添付は必要ではないと言えるとし、実際3年間前年度決算書なしで交付してきました。しかも、グリーンピア大沼の未提出としてきた理由をいまだに容認しています。つまり今まで、特に前町長時にはこの件のみならず規則、決まりにのっとり、公正、公平な行政を執行するという姿勢が極めて弱かったと言わざるを得ません。そして、問題を指摘する機会や体制もなかったのではないかと思います。岡嶋町長は、規則、決まりにのっとり、担当課や関係機関と検討してといろいろな場面で述べられていますから、このような悪しき慣習は改善されることを期待していますが、今までのこうした体制、姿勢についてきちんとした反省や見解がない現状では、また繰り返す危険性を感じます。このたびの賃貸借契約の更新だけでなく延滞金問題、グリーンピア大沼補助金問題などの問題点を町民に明らかにし、その反省に立って具体的な改善策を提起することこそ今必要なことではありませんか。

そういうことから、現町長というだけで全く関与していない町長一人に責任を負わせる条例制定には反対いたします。議員皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） それでは次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。おりませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） では、これで討論終結したいと思いますけれども、異議ございませんね。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、議案第1号は否決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第2号 令和3年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町一般会計補正予算の第5回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,865万円を追加し、歳入歳出それぞれ119億8,090万円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入ですが、款20繰越金は、補正財源として計上しようとするものです。

次に、6ページからの歳出についてご説明いたします。款2総務費の1,865万円は、貸付け町有地の残置物処理のため、相続財産管理人申立て事務委託料を計上しようとするものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、引き続き山田契約管理課長より補足説明がございます。

○契約管理課長（山田真人君） さきの全員協議会でも申し上げましたが、改めて補正予算についてご説明させていただきます。

本件の概要といたしましては、貸付け町有地、字尾白内921番2に残置されている残置物等について、当該町有地の原状回復を図るため、これを撤去しようとするものです。この残置物は、賃借人が事業用として集積していたもので、具体的な場所につきましては資料に図面を載せておりますが、国道278号と町道白川1号線の交差点付近となります。現地の状況は資料右下の写真のとおりで、特に廃プラスチック系の資源ごみが多く敷地内に野積みされております。また、200平米程度の建物がございまして、この建物内部にも雑品類が散乱しているという状態でございます。本来でありますと、これらの所有権は当然ながら賃借人に帰属するもので、管理、処分については当該賃借人が行うべきところですが、この賃借人が令和元年5月に死亡し、現在は相続財産管理人が選任されている状況下にあります。残置物の撤去に当たりましては、当該相続財産管理人の権限で行うことが可能ですが、現時点において亡くなった賃借人の財産が発見されていないため、要する費用については町が負担する必要がございます。金額は、資料に記載のとおり、1,865万円を見込んでおります。この金額につきましては、相続財産管理人が業者から徴しました見積りを参考としたものでございます。

そして、仮に本件の議決をいただき、現地の残置物を撤去し、相応の金額を支出した場合、これは森町の債権という形になりますけれども、さきに述べたとおり、賃借人の財産が発見できておりませんので、相続財産からの回収はほぼ不可能であろうと推測しております。また、賃借人死亡後の経緯につきましては資料に記載しておりますが、相続権者のうち被相続人の子及び兄弟については全員の相続放棄を確認しておりますので、これらの



者に対して金銭の請求をすることができません。また、このほかの相続権者として借借人が死亡する以前に死亡した兄弟の子が複数いることを確認しております。最終的にこれらの者に接触し、総額確認の上、費用を請求することになるとは思いますが、通常であれば相続放棄の手続を取るものと考えられます。

以上申し上げましたとおり、当該残置物の撤去を行った場合、要した費用を回収できる見込みはほぼないのではないかと考えております。しかしながら、大量の資源ごみを町有地上に放置しておくことは財産管理上不適切でありますし、付近の環境悪化も懸念されます。こういった観点から、当該貸付け町有地の速やかな原状回復が必要であると判断しておりますので、本件につきましてはご理解いただきますようお願い申し上げます。

私からの説明は以上となります。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） まず、補正予算として1,865万円が委託料として計上されているわけですが、先ほど山田課長のほうからの説明もありましたけれども、管理人の見積りを基にして出されたというわけですが、撤去すべき量、それがどの程度かあるのかということと、その費用と、それと管理人の人件費というのですか、事務手続をしてもらうわけで、そこはきちんと分けて予算化されているとは思いますが、その内訳についてお聞きしたいのがまず1点です。

それと、資料のほうに残置されている資源ごみ等についてというふうにして書いてあるのですが、現在の状況の中で資源ごみとして回収できる割合というのはどの程度なのか。それこそ一般廃棄物としてリサイクルできないようなものとして処分しなければならないものとか、または産業廃棄物も混在しているというお話なのですが、この中に資源ごみ等とあるのですが、全体の量の中で資源ごみとして活用できる割合がどの程度あるのかということ、まず2点お願いいたします。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

まず、金額の内訳の件でございますけれども、計上額のうち55万円が純粋な相続財産管理人に支払う事務委託料ということになりまして、残額が撤去費用ということになります。

あと、資源ごみの内訳ということでございますけれども、現地のほう缶、瓶類混在しておりますが、量的には詳細は把握してございません。ただ、仮に議決いただいた場合撤去作業に入るわけですが、その途上で仮に売却できるものとかというのがあれば、その旨売却していただくよう相続財産管理人に対してはお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 量的にどの程度のものなのかというのが分からないし、資源ごみとしてのその部分も含めて、そういうのが全く分からない状況の中で見積りが1,800万程度と、1回目は2,100万だったので、2回目で1,865万ですか、下がってきたのですが、その金額が出てくるということ自体がいかかなものかなというふうにして

思うのですけれども、まずその見積りの根拠というのが信憑性も含めてどうなのか、絶対量が把握されていない、資源ごみの割合も分からないという中で出された見積りってどの程度の信憑性があるのかという部分についてまずお聞きしたいです。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

前回の全員協議会でも申し上げましたとおり、相続財産管理人から頂いた見積書は専門の業者から徴したものだということでご承知しております。そして、この業者が現地のほうを実際に見て見積もったということですが、あくまでも見立て、経験上出していたということ、確かに内訳もざっくりしたものはございますけれども、重さがどの程度だという詳細なものはございません。ですので、もし作業にかかって別の種類のごみが出てくるだとか、何か特にお金がかかるようなものが出てきたとかといった場合には金額が変更になる可能性もございますということでご承知しております。

○11番（檀上美緒子君） そういうようなことで詳しくは分からないということなのですが、ただ私自身がすごく疑問に思ったのは今年度鷺ノ木小学校のプールの解体工事していますよね。ほぼ工事は終わっているわけですが、その中で解体作業と撤去費の処分と両方含めての入札されているわけです。聞くところによると大体撤去処分というのは二、三割だと、見積りの。入札時の見積り金額の大体二、三割が撤去処分費なのだよという話なのですが、それから考えると鷺ノ木小学校は、今言ったようにプールは解体工事も含めて1,600万なのです。その二、三割が廃棄処分。材質だとかも含めて同じではないとは思いますが、そういうことからして、しかも今回は資源ごみというふうな形でそういう资源化される可能性も含めてあるのであれば、この金額って本当に妥当な、比較の部分なのですが、妥当なのかという疑念が湧くのですけれども、いかがでしょう。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

まず、学校のプールの解体と本件のような残置物の撤去については、金額的には単純に比較対象にならないのではないかなと私は考えております。あと、高い、安いの話をする、どのぐらいの基準がどうなのかということについては、先ほども申し上げましたとおり、撤去すべき残置物の絶対的な数量が現時点では不明確だということ、それとあと貸付け町有地についてここまで大量の残置物処理を行った実績というのも私が知る限りではございませんので、金額的に比較する対象が現時点ではないのかなと思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり、今回の補正予算額については業者からの見積りを基準にしているということ、この見積りは相続財産管理人が徴したものでございまして、当該業者についてはこういった処理について実績のある業者だということも伺っております。さらに、弁護士の米塚先生ですが、こういった案件を手がけた経験も豊富にあるでしょうから、こういった方から提示いただいた金額ですので、我々としては妥当なものであると判断していると、こういうことでございます。

○14番（松田兼宗君） では、第1号議案で質問できませんでしたので、この場で質問さ

させていただきますが、休憩の中で話をした部分はあるのですが、まず2回全協やっていますが、この件に関して。その間金額要するに下がりました。その分の理由ないしはいろんな調査結果が、いろんな問題があったから、2回に分けて出されたのか。普通だと1回の全協で提出された後のすぐの議会で提出されるわけです。それが2回に分けた理由というのは何なのか。

それと、この問題に関して連帯保証人の問題だけに集約している部分がすごくあるのですが、連帯保証人をつけるだけで問題が解決するのですか。しないのだと私は思うのですが、その辺どう考えているのか。

それと、当初これを貸すに当たって当然町の立場としては貸す目的、要するに何をもくろんで貸すということになったのか。当然それがなければ貸す意味がない。ただ町長の知り合いだから、貸すという話ではないですね。当然その理由があって貸すのが当たり前だと私は思うのですが、そのもくろみは何だったのか。

それと、再発防止策を先ほどからつくっているという話を言っているのですが、この再発防止策の中身について説明していただきたいと思います。

取りあえず以上4点お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

まず、金額が下がった理由でございますが、1回目の全員協議会時点でまだこのたび計上した見積りが届いていなかったということでございます。その後相続財産管理人のほうから業者から徴した安い見積書の提出がありましたので、これを参考として計上させていただいたということでございます。

それとあと、全員協議会何で2回に分けたかということでございますけれども、先ほど町長も申し上げましたとおり、1回目の全員協議会において、河野議員だったと記憶しているのですけれども、のご質問に一部お答えできていない部分があったということ、それと先ほど申し上げた金額が下がった部分も含めまして2回目の全員協議会でご説明させていただいたということです。

3点目、保証人の件でございますが、これも全員協議会のときに若干申し上げたと思いますが、保証人がついていたら全て解決できていたのかという話なのですが、実際そこは分かりません。保証人の金銭的な能力、支払い能力というものもあるでしょうし、連帯保証人がついてたから、すべからく連帯保証人から撤去費用を全て回収できたかという、ちょっとどうなのかなというような思いもありますけれども、当初の契約時点にお

いて保証人をつけていなかったということで、その費用回収の手段の一つを失ったということにおいては、やはりこれは不適切だったのかなというふうに考えております。

あと、当初の貸付け目的でございますが、これは契約書しか残ってございませんけれども、事業用の資材置場として貸しております。当初です。

あと、再発防止策につきましては、先日の全員協議会で副町長申し上げましたとおり、今後連帯保証人に関する部分につきましては、借借人から連帯保証人を立てることが難しいといったような主張があった場合は書面にて申し出ていただくと。それについて内容を内部で詳細に調査、協議して個々に決定していきたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 連帯保証人の話なのですが、連帯保証人つけても全て解決しないのは分かっているはずですが。にもかかわらずその部分の話が集中してしまっているものだから、なっているのだけれども、実際はそうではなくて貸し付けた利用目的だけ言いましたよね、今。この利用の目的。町のもくろみは何かと聞いているのです。なぜ貸したのですか。だから、前に何度も、全協でも私言っていますけれども、その時代背景なり当時は多分リサイクル法とかそういうような国を挙げてリサイクルを推進していた時代なのです。その中で森町で事業者を育てていかなければならない、そういう使命感があったはずなのです。それが町のもくろみなのではないですか。違いますか。

それと、先ほど町長の責任否決されましたけれども、町長の責任の取り方の問題なのですが、今回なぜ町長の責任の取り方が問題になったのかというと、この場合も同じで振興計画とかいろんな計画あるわけですが、町には。では、それが達成できないからといって責任取った人いますか、ここに。その類いと同じですよ、私が思うのは。だから、町のもくろみは一体何なのか、外れたら町が失敗した、すみませんでしたと言って済む話だと私思っているのです。そうでないと政策が町長打ち出せない。怖くて何もできないですよ、そういう責任問題を突きつけられたら。だから、町長の先ほどは私も反対しましたけれども。だから、駄目だと言っているのです。その辺今後こういう政策を決定する上での責任はどうやって取っていくのですか。その辺お聞きします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時40分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

松田議員から今お話ありました町長としての責任の取り方という部分で、町に様々ないろいろな計画、総合計画とか本当にいろいろありますけれども、行政の政策の上でその性質上、PDCAというものもありますし、成果を評価しながら修正して進めていく、そ

ういうやり方がございます。その辺は確かに失敗といいますか、見直すべき点は政策で多々あるのであれば、そこは見直しをかけながら次の施策に反映していく、私はそのようなやり方が町長の計画に対しての責任の取り方であるし、それを私は選挙で4年ごとに町民の方々から審査といいますか、評価され、その結果が当落につながる、私はそのように考えております。そして、何年前に遡るかというのはなかなか難しい話ではあるのですけれども、当時の時代背景、当時の各町長の政策に関して臆測でお話しするわけにはいきません。推測でお話を前提として組み立ててしまいますと、それもなかなか論点がずれてしまうような結果になると思いますので、その辺に関しては推測では私のほうからお話しすることは控えさせていただきたいと思います。

重ねての答弁となりますが、計画云々の進行、そういうものに関してP D C Aをしっかりと回して政策を進行し、駄目な部分は町民の皆様からもご意見いただき、議会議員の皆様からご指摘をいただき、議会と理事者側と両軸となって町政を進めていく、そして4年に1度ある選挙で町民の方々からご審議、ご審判をいただいて次の世代、次のまちづくりに移っていく、そういう必然的な仕組みの中で物事が進んでいくと私は思っております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 最後に1点確認したいのですが、今の町長の答弁に対してなのですが……

○議長（野村 洋君） 傍聴席の方、静かにしてください。

○14番（松田兼宗君） 要するに責任というのは町民が取るのです。そういう理解でいいですね。町長ではないです。と私は思うのです。今の町長の話だとそういうことだというふうに私理解していますが、そのとおりだと私も思うのですが、いかがですか。最後にそれだけ聞いて終わります。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

責任の、結果として取るといいますか、町民が選んだ町民の代表として、首長もそうですけれども、議員の皆様もそうだと思います。その中で、確かにそのとおりであるので、私は選ばれたものの責任としてしっかりと情報を出せる範囲は必ず出していかなければならない、これは本当に責任としてあるべき根底の部分だと私は考えております。その結果として責任を町民が取らなければならないといいますか、そういうことになるという、その認識とは私ちょっと違うのですけれども、しっかりと任せたぞという、そういう思いに応えるべき行動としての責任が町長なり、議員の皆様もそうだと思いますけれども、しっか

り姿勢とかお示して、情報をお出して、そのように行政を進めていく、その感覚であるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○9番（河野文彦君） まず、何点か確認したいのですけれども、先ほどまだ法定相続人の中で最終的な確認が取れていない、放棄すると思われますというような答弁だったかと思うのですけれども、私全協の中でも法的に相続する可能性のある人に関しては全員の意思を確認して、もうこれ以上処理費用も含めて、財産あるかどうか分からないのですけれども、相続される方がいないというところを確定するべきだというようなお話ししたのですけれども、先ほどの説明の中で放棄すると思われますというようなお話をされたということは、まだそこ全員結果的に確認が取れていないのかというところをまず確認させてください。

それと、先ほど課長の中で保証人を取らなかったことは不適切だったのかなというようなお話ししたのですけれども、だったのかなではないのです。不適切なのです。不適切だったのかなということは適切だったのかなも含んでいるのです。ですから、そういう認識を持たれているのであれば、今回の件に関して保証人の部分は不適切だったというような認識を持ってほしいなというふうに思ったので、その辺の考え方もひとつお願いします。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

まず、相続人の関係でございますけれども、1回目の全員協議会でも若干お話しさせていただいたと思うのですけれども、ご指摘のとおり、まだ確認が済んでいない相続人がおります。これらの者について調査を本来は進めるべきですけれども、相当な時間がかかるだろうということで、付近の環境の保全だとかそういうところに急を要するというので、残る相続人の調査が未了であるけれども、裁判所が相続財産管理人の選任を認めたということです。

2点目の保証人を取る、取らないのところ、私の言い方曖昧だったのですけれども、これは完全に取るべきだったと思っております。ただ、今回問題になっているのは契約当初保証人を立てない契約、この保証人を立てないという理由が明確なもので承認に値する者であれば、これは保証人を立てない契約そのものが間違いではございませんので、そういう書類が一切残っていないということがここまで問題が大きくなってきていると思いますので、保証人の関係については今後もきちんとした理解を深めて仕事を進めていきたいと、そう思っております。

○9番（河野文彦君） 法定相続人がまだいるわけですね。これもまた話戻ってしまうのですけれども、町民にお願いするのであれば町としても、もう法的に可能性のある方一人もいませんと、手は尽くしましたという状態にしてから町民にお願いするべきではないのかというようなお話ししたかと思うのですけれども、そこをなされていないのですね、結果的に。あまりにも時間かけないで8月に上がってきたので、随分早いなどは思っていたのですけれども、全協で皆さんから出た意見というのは真摯に受け止めて対応してから

上げてくるべきだと思っております。その辺は改めてもう一回調査するなりなんなりが必要だと思っておりますけれども、まずそこをもう一度お願いします。

あと、保証人の件なのでございますけれども、私ちょっと財産規則を見ていたのですけれども、第34条に普通財産を貸し付けるときは保証人を立てさせなければならないというふうにならわっているのです。今の担当課長のお話ですと案件によっては必要ないというようなお話に僕は取ったのですけれども、もし町長が特に必要がないと認めたのであれば町長が責任を取るといふ部分でありなのかなと思っておりますけれども、その辺先ほど課長が説明した案件によっては保証人が必要ないというような発言がこの34条と相反しているのかなと思っておりますけれども、その辺をお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○契約管理課長（山田真人君） 2点お答えいたします。

相続人の関係でございますが、現在相続財産管理人立てて進めておりますが、これで仮に議決いただいて撤去作業を行って費用が発生するといった場合、その後相続人に費用請求できないということではなくて、急を要して先に撤去作業は行いますけれども、今後相続人に対して請求は行います。それで、先ほど繰り返になりますけれども、撤去作業を優先したということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

あと、保証人を立てるといふ関係でございますが、財産規則のほう、町長が特にその必要がないと認めた場合はこの限りではないという条文でございますけれども、これが妥当だとする書類が残っていれば保証人を立てない契約は認められるわけですから、その案件ごとに今後については必ず申出があったら申出書を徴取して、その案件ごとに判断していきたいと、そう思っているということでございます。

○9番（河野文彦君） 当時特に認めた場合の書類がない、なくしたというような説明に聞こえたのですけれども、では先ほど来再発防止策云々かんぬんというようなお話しているのですけれども、この件に関してはてんまつの調査というのも大事だと思っておりますけれども、書類を紛失した、もともとあったのか、なかったのか、紛失したのか分からないのですけれども、まずそういう書類をしっかりと保存するなり記録する、保存するのがまず一つの再発防止策だと思っておりますけれども、その辺はどういうふうに策定したか説明をお願いします。これからということではないですよ。もちろん再発防止策、策定進んでいると思っておりますけれども、その辺の文書の管理の部分をどのように決めてきたのかをお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

当時の書類の関係なのですけれども、当初から取っていないのか、それとも紛失したのかということについては、詳細は分かりません。しかし、近々では書類については間違いなく保存、保管はきちんとしておりますので、今後につきましてもルールどおり文書の保管、保存については徹底してまいりたいと考えております。

○議長（野村 洋君） あと、いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

河野議員、反対でしょうか。

○9番（河野文彦君） 反対討論です。

○議長（野村 洋君） 反対討論。その場で、それでは発言を許します。

○9番（河野文彦君） この件に関しては数度の全員協議会、そして今の本会議というふうに上程されてきたのですけれども、基本最初と何も変わっていない。事実としては借主が亡くなって、自力ではもう処理することができないというところで町で処理しなければならないというところは目を背けることのできない事実かなというところは認識しているのですけれども、数度の全員協議会からも多くの議員から出ている懸案部分が全く解決されていないままここにきてしまっていると私は感じています。改めてここで無理に予算化して不明な部分を抱えたまま現地の処理に進むのではなく、事のてんまつをしっかりと調査して、そして責任の所在の明確化、そしてしっかりと皆さんが納得できる再発防止策の策定、そして何よりも町民への丁寧な説明、これを行ってから現地の処理に進むのが適切ではないのかと私は考えますので、ここで一度足を止めて改めて様々な問題点を解決して、そして本当に町民に多くの負担をかけるわけですから、その辺の説明をして、それから処理すべきだというふうに思いますので、今ここでは反対という立場で討論させていただきます。皆様よろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） それでは次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○11番（檀上美緒子君） 私は、賛成の立場でお話しします。

先ほど町長の減給の部分でいろいろ論議されて、いろいろこの問題に関わる経過については本当に根深い問題点が含まれているということは明らかであり、これを早急に解決していくということはこれからの森町の行政、森町の町民の幸せのためには絶対必要なことだというのは明らかだと思います。ただ、この尾白内の残置物の処理の問題に関わっては



長年地域の人たちからの不満というか、意見もあるわけです。日に日に、それこそ夏場は今草ぼうぼうで隠れていますけれども、春先とか秋頃になってくると、その姿たるや惨たんたる状況で、本当に景観を害するというか、しかもある程度交通量の多い国道線ですし、交差点にあるということから、私はこの撤去はのんびり置いておけるような状況ではないと思います。先ほど私も質問しましたがけれども、この処理に関わる算出の問題も含めて問題は感じてはいるのですけれども、問題の緊急性を考えたときに遺族のというか、相続人を絞り込んで、この間も努力されてきたと思うのですけれども、かなりの時間を要するというのであれば、それを待って実施するというのはいかがなものかと思いますので、問題点は問題点としてきちんと改善を図っていくということを前提にして、この問題についてはできるだけ早急に解決するというのが地元住民の要望でもあると思いますので、この補正予算には賛成いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして令和3年第1回森町議会8月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和3年第1回森町議会8月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午後 0時02分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和3年8月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員